

## 分譲中層集合住宅の住棟まわり空間における園芸活動

茶女大家政

北口 照美

- 目的 中層集合住宅の住棟まわり空間を居住者の生活行為の場として利用の現状を明らかにし、そのあり方を考える目的で研究を進めてきている。人々の行動<sup>1)2)</sup>や賃貸住宅における花壇<sup>3)</sup>については既に述べた。本報では分譲住宅地での戶外園芸活動について述べる。
- 方法 京阪神地区の公的な供給主体の分譲中層の約50団地で、住棟まわり空間での園芸状況の観察・ヒアリング調査を、千里桃山台・中登美団地でアンケート・インタビュー・現況測定調査を実施した。調査時期は、昭和57年から61年。
- 結果 分譲住宅の規模は平均150～300戸で、住棟まわり空間は住民全員の共有地である。ここでは、駐車場を作る・花壇を作る・樹木の手入れなどは住民の合意の下で自主的に管理運営している。住棟まわり空間での園芸の活動については、次の3つに分類できる。①全く認められない(如京北鴨谷台) ②黙認されている(如鈴蘭台) ③許可されている。③の場合について、全員に花壇が設けられる(如中登美)、花壇クラブなど一部のみに花壇が与えられる(如千里東町)、住棟北側や専側などで地の人々の迷惑にはならなければよい(如千里桃山台)などのケースがある。以上のことから、園芸を禁止されてもレインゲイがいる。平等に全員に与えると私的化や放置がみられる。住民の意見は賛成・反対などに分かれる。管理組合などの団地全体で、望む人全員が戶外での園芸活動ができる場を与える方が必要である。同時に、美しい全体としての景観については園芸をする人の意識による所が大きい。よりよい居住地の環境を守るためにも、全体として強力的規制をとることのできる体制が重要と考えられる。